

年金生活者支援給付金の支給に関する 法律施行令の一部を改正する政令について

1. 改正の概要

- 年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号。以下「法」という。）の規定による年金生活者支援給付金は、法第 4 条第 2 項の規定による「自動物価スライド制」が採られており、その具体的な改定額は、同条第 3 項により、政令によって規定することとされている。
- 本政令案では、自動物価スライドによる改定後の年金生活者支援給付金の給付基準額を定めることとするため、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成 30 年政令第 364 号）第 4 条の 2 を新設することとする。
- 具体的には、令和元年の物価（年平均の全国消費者物価指数）は、基準となる平成 30 年の物価と比較して+0.5%となったことから、年金生活者支援給付金の給付基準額について、0.5%の引上げを行う。

	令和元年度の給付基準額	令和 2 年度の給付基準額	差額
年金生活者支援給付金	5,000 円	5,030 円	+30 円

2. 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日